

【福島県原子力損害対策協議会】 避難等に伴う「精神的損害」に係る賠償に関する 緊急要望・要求活動結果

□日 時 令和4年4月19日（火） 14：30～16：00

□要望(要求)者 会長代理：福島県 副知事 鈴木 正晃
副会長代理：福島県市長会 会長代理 木幡 浩（福島市長）
副会長：福島県町村会 会長 遠藤 智（広野町長）

□要望(要求)先 東京電力ホールディングス株式会社
（対応者 代表執行役社長 小早川 智明ほか）
経済産業省（対応者 副大臣 石井 正弘）
文部科学省（対応者 大臣政務官 高橋 はるみ）

※上記のほか、原子力損害賠償紛争審査会に対しても要望書を別途提出。

□要望(要求)項目

- 1 原子力損害賠償紛争審査会における適切な対応（国のみ）
- 2 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償
- 3 消滅時効への対応

□内 容

鈴木県原子力損害対策協議会会長代理から、国、東京電力に要望(要求)書を手交し、緊急要望(要求)を行った。対応者等の発言内容は以下のとおり。

1 東京電力（対応者：代表執行役社長 小早川智明ほか）

14：30～15：00 東京電力本館 1階 会見場

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- これまでに、多くの被害者への迅速かつ公平な賠償を実現するため、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「指針」等を基に賠償の枠組みが一つ一つ構築され、賠償請求手続が進められてきた。
- こうした中、住民の方々が慰謝料等を求めた集団訴訟において、東京電力に対し、「指針」を上回る賠償を命じた複数の控訴審判決が、最高裁判所の決定により今年3月に確定したところである。
- 東京電力においては、こうした事実を踏まえ、改めて、被害者の様々な思いを真摯に受け止めるとともに、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、被害の実情に応じた的確、迅速な賠償を徹底し、原子力災害の原因者としての責任を全うすべきである。
- よって、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施を強く要求する。



【東京電力 小早川社長】

- 当社事故から11年が経過してもなお、福島の方々や関係団体の皆様に大変な御負担と御心配をお掛けしていることを、改めて深くお詫び申し上げます。
- 本年3月、最高裁判所への当社の上告の不受理が決定したことにより、7つの高等裁判所の判決が確定した。
- 当社の起こした事故が、地域の皆様へもたらした影響の大きさ、深さは計り知れず、事故の当事者として、その責任を改めて痛感するとともに、原告の皆様を始め、福島の地元の皆様、広く社会の皆様に対し、心から深く謝罪する。
- また、原告の皆様には、長期間にわたる訴訟により大きな御負担をお掛けしたことに対し、心からお詫び申し上げます。
- ただいま、鈴木副知事より避難等に伴う「精神的損害」に係る賠償に関する緊急要求書を頂戴した。
- 本日頂いた御要求の内容を真摯に受け止め、引き続き、被害の実態に見合った賠償に取り組むとともに、事故の当事者としての責任を果たすべく、福島復興に向けて全力で取り組んでまいります。
- また、依然として被害に遭われているの方々への賠償は、これからも我々の使命であると改めて認識し、今回の御要求内容に対してもしっかりと対応してまいります。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

<被害者の視点に立った親身・迅速な賠償>

- 要求書2頁の1(1)。確定した判決の内容を踏まえ、改めて「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応すること。
- 1(2)。原子力災害の原因者としての自覚を持って、確定した判決の内容を精査し、同様の損害を受けている被害者に対しては、直接請求によって公平な賠償を確実に迅速に行うこと。

また、個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応すること。

＜消滅時効への対応＞

- 要求書2頁の2。全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うこと。
- 以上、今般の最高裁の決定により、確定した各控訴審判決の内容をしっかりと受け止め、改めて被害者と真摯に向き合い、被害の実態に見合った賠償を迅速、公平かつ確実にを行うよう強く要求する。

【東京電力 小早川社長】

- 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償について、当社は、中間指針に明記されていない損害についても、被害を受けられた方々の個別の御事情を丁寧に伺い、適切な賠償に取り組むことを今一度深く認識する。頂いた御請求に対しても被害を受けられた方々の御事情を真摯に受け止め、誠実に対応してまいります。
- 確定した判決内容について、このたび確定した判決を踏まえて、当社は、事故の当事者としての責任を改めて痛感するとともに、引き続き福島への責任を果たすべく、誠実に対応してまいります。また、確定した判決に基づく賠償金については、原告に対し速やかに支払います。
- 確定した高等裁判所の判決内容については、今後、原子力損害賠償紛争審査会において御議論いただけるものと承知している。当社としては、審査会での御議論の結果も踏まえ、国の御指導も頂きつつ、福島県内において、いまだに御帰還できない地域があるなどの御事情もしっかりと受け止め、真摯に対応してまいります。
- 個別具体的な御事情による損害について、引き続き、被害を受けられた方々の御事情を丁寧にお伺いし、誠心誠意対応してまいります。
- 消滅時効への対応について、当社は、御請求をされていない方々に対し、引き続き電話や戸別訪問、ダイレクトメール等による御請求の案内をするとともに、お問い合わせいただいた機会等を捉えて、損害の状況を丁寧に伺いながら、御請求いただいていない損害項目について御案内をすることも継続して取り組んでまいります。
- 消滅時効に関する考え方について、これまでの御案内に加え、昨年8月には「第四次総合特別事業計画」にも記載したところ。その中で「時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も御請求者様の個別の御事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただく」ことを表明しているが、実質的には、時効を援用し、御請求をお断りすることは考えていない。
- 当社としては、被害を受けられた方々が時効によって適切な賠償を受けられなくなることがないように、引き続き「3つの誓い」に掲げる「最後の一人まで賠償貫徹」に基づき、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただく所存である。

【木幡市長会会長代理（福島市長）】

- このたび中間指針を超える損害額が算定された裁判が、最高裁の決定により確定した。これを踏まえ、中間指針は改めて賠償範囲の最小限の基準であるということ深く認識し、同様の状況にあった全ての住民に対する中間指針を超える共通損害についても公平な賠償を確実にかつ迅速に行っていただきたい。
- 消滅時効について、ALPS処理水の処分により風評被害の長期化が懸念されている。特に漁業者は、賠償が途絶えてしまうことを危惧しているとも聞いているため、消滅時効を援用することなく、損害がある限り最後まで賠償を行っていただきたい。
- 自治体における損害について、今回要求した確定判決への対応と同様に、ADR申立てによって県や市町村と和解した事例を同様の損害を被った自治体に対しても適用し、直接請求により公平な賠償を確実にかつ迅速に実施をしていただきたい。
- また、自治体に関する賠償について申し上げたいことがある。
- まず1点目。ALPS処理水の処分によって、自治体が新たな風評対策を独自に行うことが予想される。その費用についても賠償の対象としていただきたい。
- 2点目。原発事故によって生じた税収の減収分について、現在は目的税だけが賠償とされているが、固定資産税を含む普通税についても賠償していただきたい。
- 3点目。自治体が、民間事業者と同様の立場で行う事業について、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を行っていただきたい。
- 4点目。自治体の財物賠償について、自治体などの意見、意向などを十分に踏まえ迅速に賠償するとともに、インフラ資産を含めた個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応していただきたい。
- 自治体の賠償は、非常に滞っている。ぜひ、迅速に実行していただきたい。

【遠藤町村会長（広野町長）】

- 今回、東京電力の上告が退けられ中間指針を上回る額の賠償を命じた複数の判決が確定した。また、今後、全国で行われている集団訴訟においても、同様の判決が出る可能性が高いと考えている。東京電力は、司法の最高機関が、中間指針の基準は「十分ではない」と判断したことを重く受け止める必要がある。
- 中間指針では「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということがないよう留意することが必要である」とされているほか、「中間指針に明記された損害はもちろん、明記されなかった損害も含め、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する」と注文が付けられていたわけである。東京電力が尊重すべきことは「指針が示す基準」などではなく「理念」であることを肝に銘じていただきたい。
- 改めて指針は賠償範囲の最小基準であることを深く認識されるとともに、これまでの、そしてこれからの被害者からの請求を真摯に受け止め、誠実に対応するとともに、判決内容を踏まえ、同様の損害に対して公平な賠償を確実にかつ迅速に行っていただくよう強く要求する。
- ALPS処理水の処分方法に関する政府方針が示されてから1年が経過した。この1年間の中だけでも排気フィルターの損傷事故の放置、柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用など、地元住民の信頼を損ねる事象が重ねて発生している。

- これらの事象により、今なお住民の中には東京電力は全く信用できないと考えている方がいることを認識し、その信頼を取り戻すべく、東京電力は原子力発電所事故を起こした福島への責務を果たすべく総力を上げ、一丸となって取り組むことを強く求める。

【東京電力 小早川社長】

- 木幡市長から御要求をいただいた内容について、回答申し上げます。
- このたび確定した判決について、事故の当事者としての責任を改めて痛感するとともに、引き続き福島への責任を果たすべく、誠実に対応してまいります。また、このたび確定した高等裁判所の判決内容については、今後、原子力損害賠償紛争審査会において御議論いただけるものと承知しており、当社としては、御議論の結果も踏まえ、国の御指導も頂きつつ、真摯に対応してまいります。
- 消滅時効について、当社は、ALPS処理水の放出による風評影響を最大限抑制すべく対策を講じてまいりますが、風評被害が生じた場合には、あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定することなく、迅速かつ適切に賠償させていただく所存である。また、被害を受けられた方々が時効によって適切な賠償を受けられなくなることがないように、時効完成後も、請求者の個別の御事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただく所存である。
- 自治体の損害に係るADR申し立てについて、当社は、3つの誓いに掲げているとおり、これまでも「和解仲介案の尊重」というお約束に沿って、個々の申立人の御事情を丁寧に伺いながら、和解の早期成立に向け対応してきたところであり、その考えに変わりはない。
- 自治体の損害に係る賠償については、一律な判断をすることなく、個別の御事情を丁寧に伺い、迅速かつ適切な賠償に取り組んでいるところ。その際、他の自治体のADRの和解事例も参考にしながら、適切に対応している。
- ALPS処理水の放出に伴い、自治体を実施される各種対策費用については、実施された経緯等の御事情を丁寧に伺いながら、適切に対応してまいります。今後、ALPS処理水に関して御請求を頂戴した場合には、丁寧に事情を伺いながら、適切に対応してまいります。
- 税収減に係る賠償については、中間指針や原子力損害賠償紛争審査会における議論を踏まえると、目的税のように事業支出との連動性が高く交付税による財源措置がされないなど追加的支出が発生したといった特段の御事情を確認できる場合を除いては、原則、賠償は難しいと考えている。引き続き、当社の考え方を丁寧に説明するとともに、関係する自治体の御事情を伺ってまいります。
- 自治体が民間事業者と同様の立場で行う事業について、当社事故による追加的支出や営業損害については、その御事情を確認した上で、追加的な支出であることが確認できた場合には、適切に賠償しているところ。
- 財物賠償については、原子力損害賠償紛争審査会の見解を踏まえ対応しているところだが、引き続き各自治体の御事情を丁寧に伺いながら進めてまいります。
- 最後に自治体の損害に係る賠償について滞りがあるとの御指摘をいただいた。これまで進めてきたことに改善する必要があるれば、しっかりとその中身を伺った上で改善してまいりたい。
- 続いて、遠藤町長から御要求をいただいた内容について、回答申し上げます。

- 当社は、中間指針に明記されている内容を深く認識し、中間指針に明記されていない損害賠償項目も含め、頂いた御請求に対し、被害を受けられた方々の御事情を真摯に受け止め、引き続き誠実に対応してまいります。
- このたび確定した高等裁判所の判決内容については、今後、原子力損害賠償紛争審査会において御議論いただけるものと承知しており、当社としては、御議論の結果も踏まえ、国の御指導も頂きつつ、真摯に対応してまいります。
- また、様々なヒューマンエラーや柏崎刈羽原子力発電所などで発生した不適切な事案により、地元の方々に御信頼を頂きながら復興、廃炉に取り組まなければならない立場にあるにもかかわらず、大変な御心配をかけたことを、改めて深くお詫び申し上げます。現在、信頼の再構築が当社の経営の最優先の課題だとしっかりと肝に銘じて取り組んでまいります所存である。引き続き御指導よろしくお願ひしたい。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 今回の回答で確認したい点がある。確定した高等裁判所の判決内容については、今後開催されるだろう原子力損害賠償紛争審査会での議論を踏まえてとの発言が多々あったが、一方、今回の判決を踏まえ、事故の当事者として責任を痛感しているのであれば、東京電力自身が今回の判決を精査するなど、主体性をもって被害者に誠実な対応をすべきと思うが、改めて考えを伺いたい。

【東京電力 小早川社長】

- ただ今、副知事から御質問いただきました内容について、回答申し上げます。
- 当社としても、現在、各高等裁判所で確定した判決内容を精査しており、訴訟ごとに原告の皆様的主張内容や各裁判所が認定した具体的な被害の内容や程度が異なっており、今後、原子力損害賠償紛争審査会において御議論いただけるものと承知している。
- 今後、審査会での御議論の結果も踏まえ、国の御指導もいただきつつ、福島県内において、いまだに御帰還できない地域があるなどの御事情もしっかりと受け止め、真摯に対応してまいります。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 判決を精査しているという話があったが、是非その精査をした結果を賠償にいかしてもらいたい。
- それからもう一点。被害者の方々から東京電力が指針を理由に賠償に応じないとの声をいまだにたくさん聞いている。先ほど広野町長から話があったように、指針には賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事情、又は類型ごとに指針の趣旨を踏まえて合理的かつ柔軟に対応することという記載がある。被害者の心情を配慮すれば、そういう対応が十分なされていないことがこれらの発言に繋がっていると考えている。東京電力は改めてこのことを認識し、個別事情の対応を含めて被害者からの請求に誠実に対応いただきたい。

【東京電力 小早川社長】

- 当社に対しそのような声があることについて、これまでも御指摘を受け改善に努めてまいりましたが、本日改めて御指摘をいただいたことを真摯に受け止め、更なる改善を図っ

てまいる。当社は中間指針の内容と趣旨を今一度深く認識し、中間指針に明記されていない損害項目を含め被害を受けられた方々の個別事情を丁寧に伺いながら、引き続き被害を受けられた方々の立場に立ち誠実に対応をしてまいる。

- 当社は「3つの誓い」に基づき被害の実態に見合った賠償を進め、引き続き被害を受けられた方々の立場に立った誠実な対応により、親身、親切的な賠償に努めてまいる。

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 東京電力においては、自ら総合特別事業計画に掲げているとおり、賠償に関する「3つの誓い」、最後の一人まで賠償貫徹する、迅速かつきめ細やかな賠償を徹底する、和解仲介案の尊重、この3つを改めて徹底し、被害者の立場に立った迅速かつ公平、確実な賠償を最後まで行っていただきたい。
- 本日の市長会、町村会からの意見を真摯に受け止め、これまで以上に被害者への誠実な対応をお願いします。
- 以上で、本日の要求活動を終了する。

2 経済産業省（対応者：副大臣 石井 正弘）

15：15～15：30 経済産業省 本館11階 石井副大臣室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 要望書2頁の2（1）。確定した判決の内容を踏まえ、東京電力に対し、改めて、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応するよう指導いただきたい。
- 2（2）。東京電力においても、原子力災害の原因者としての自覚を持って、確定した判決の内容を精査し、同様の損害を受けている被害者に対しては、直接請求によって公平な賠償を確実にかつ迅速に行うよう、また、個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応するよう指導いただきたい。



＜消滅時効への対応＞

- 要望書3頁の3。消滅時効について、これまでも求めてきたところであるが、事故から11年が経過してなお、新たにこうした課題が生じている状況を踏まえ、東京電力が特別事業計画に明記し、繰り返し発言しているとおり、将来にわたり時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう引き続き強く指導いただきたい。

【石井副大臣】

- 先月、最高裁判所の決定により、東京電力に賠償金の支払いを命じる判決が確定したことを重く受け止めている。
- 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償について、今後、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会において、中間指針に関する議論が行われるものと承知している。専門家による議論を踏まえて政府として適切に対応してまいる所存。
- 消滅時効への対応について、昨年8月に東京電力の「第四次総合特別事業計画」に明記されたとおり、時効を理由として一律に損害賠償請求を断らないように、今後とも東京電力を指導してまいる所存。
- 本日伺った要望をしっかりと受け止めた上で、引き続き福島復興に向けて全力で取り組んでまいる。

【木幡市長会会長代理（福島市長）】

- このたび最高裁で判決が確定したことを踏まえ中間指針の見直しを強く求めているところであるが、現在も被害を受けている方々がいる。中間指針の見直しを待つことなく、東京電力に対し、中間指針はあくまでも賠償範囲の最小限の基準だと改めて認識させ、公平な賠償を確実にかつ迅速に行うよう御指導いただきたい。

- 消滅時効について、ALPS処理水の処分により風評被害の長期化が懸念されている。特に漁業者は、賠償が途絶えてしまうことを危惧しているとも聞いているため、東京電力に対し消滅時効を援用することなく、損害がある限り最後まで賠償を行うよう御指導いただきたい。
- 自治体における損害について、東京電力に対しADR申立てによって県や市町村と和解した事例を同様の損害を被った自治体に対しても適用し、直接請求により公平な賠償を確実にかつ迅速に実施するよう御指導いただきたい。

【遠藤町村会長（広野町長）】

- 判決が確定しても賠償額や対象地域がそれぞれ異なり、被害者間に不公平感が生まれることを懸念している。新たな分断や混乱を生じさせないためにも確定した判決内容を踏まえ、指針における基準や東京電力が行ってきた全ての賠償について具体的に分析を行うなど、指針の見直しを含めた適切な対応が必要である。
- ついては、経済産業省においても指針の見直し等について御尽力いただくとともに、東京電力に対し、同様の損害を受けている被害者に対し、公平な賠償を行うよう強く御指導いただきたい。

【石井副大臣】

- 中間指針は、原子力損害賠償紛争審査会が、類型化が可能で一律に賠償すべき損害の範囲や項目の目安を示したものであるが、同時に、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないことのないよう留意するべきとされている。本日の御要望を踏まえ、東京電力に対し被害者の方々に寄り添った公平かつ適切な賠償を行うよう、指導してまいる。
- 中間指針の見直しに係る要否については、今後、原子力損害賠償紛争審査会で議論されるものと承知している。審査会での議論を踏まえ、今後とも東京電力に対し被害者の方々の個別具体的な事情を丁寧に伺った上で、公平かつ適切な賠償を行うよう、しっかりと指導してまいる。
- 消滅時効について、東京電力が第四次総合特別事業計画に記載したとおり、時効を理由に一律に賠償請求をお断りしないよう、東京電力をしっかりと指導してまいる。
- 東京電力と地方自治体との間のADRについて、これまで経済産業省からも、和解が成立したADRの考え方を可能な限り水平展開し、迅速かつ公平な賠償を実施するよう、東京電力を指導してきたところ。今後ともその方針に沿って、東京電力をしっかりと指導してまいる。

3 文部科学省（対応者：大臣政務官 高橋はるみ）

15：45～16：00 文部科学省東館 11階 高橋大臣政務官室

【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

＜原子力損害賠償紛争審査会における適切な対応＞

○ 要望書2頁の1（1）。複数の控訴審判決が確定したことを受けて、早急に原子力損害賠償紛争審査会を開催し、確定した判決の内容について、「指針」における基準や東京電力がこれまでに行ってきた賠償との比較等も含めた具体的な分析を行っていただきたい。



○ 1（2）。多くの被害者に共通する損害については、類型化による「指針」への反映によって迅速、公平かつ適正に賠償がなされるべきとの考えの下、審査会において、当県の現状や判決の具体的な分析を踏まえた上で、「指針」の見直しを含め適切に対応いただきたい。

＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

○ 2（1）。確定した判決の内容を踏まえ、東京電力においては、改めて「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、誠実な対応がなされるようお力添えいただきたい。

○ 2（2）。東京電力においても、原子力災害の原因者としての自覚を持って、確定した判決の内容を精査し、同様の損害を受けている被害者に対する公平な賠償を確実かつ迅速に行われるよう、また個別具体的な事情による損害についても、誠意のある対応がなされるようお力添えいただきたい。

＜消滅時効への対応＞

○ 要望書3頁の3。消滅時効については、事故から11年が経過してなお、新たにこうした課題が生じている状況を踏まえ、東京電力が将来にわたり時効を援用せず損害がある限り賠償を行うようお力添えいただくなど、消滅時効について適切に対応いただきたい。

○ 本日は、審査会宛の要望書もお持ちした。今、申し上げた点について、審査会にもお伝えいただき、しっかりと対応願いたい。

【高橋大臣政務官】

○ 原子力損害賠償紛争審査会における適切な対応について、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う7件の集団訴訟に関し、最高裁が東京電力の上訴を認めず東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことは承知している。

○ 今回の判決内容に関する分析や中間指針の見直しなども含めた、今回の判決確定を踏まえた対応の要否については、審査会で議論することが必要と考えている。来週4月27日に今回の事案を踏まえての第1回の審査会を開催し、議論を開始する予定である。

- 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償について、まず中間指針は、東京電力福島第一原子力発電所事故による被害の規模や範囲が未曾有なものであることを踏まえ、可能な限り早期の被害者救済を図る観点から、類型化が可能で一律に賠償すべき損害の範囲や損害項目の目安を示したもの。また、中間指針には、明記されていない損害についても、個別具体的な事情に応じて、賠償の対象となり得ることが明示されており、中間指針が賠償の上限ではないということは明確に申し上げたい。東京電力も審査会の場において中間指針で示された額が上限でないことを理解していることを表明し、また「第四次総合特別事業計画」においても、「指針等に明記されない個別の損害が発生している場合は、それを一律の上限とすることなく、個別のご事情をきめ細かく丁寧に伺い対応する」と記載している。東京電力がこうした方針をしっかりと実行し、被害者の方々の個別の御事情を踏まえた対応を行っているかどうか注視してまいる。
- 消滅時効への対応について、東京電力は、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も消滅時効に関して柔軟な対応を行い、最後の一人まで賠償を貫徹するとの方針を表明していると承知している。文部科学省としては、東京電力に対し、被害者の方々が、損害賠償請求権を行使できなくなるとの危惧を抱かれることのないよう、時効の援用について適切に対応するようこれまでも累次要請してきたところ。今後も東京電力の対応状況を注視し、必要に応じて更なる要請等を行ってまいる。
- 審査会宛の要望書は、しっかりと審査会に伝える。

【木幡市長会会長代理（福島市長）】

- 審査会の開催について段取りしていただき感謝申し上げます。最高裁の決定を受け、審査会での中間指針の見直しは必要だと考えている。速やかに中間指針の見直しの段取りをお願いしたい。
- 消滅時効について、ALPS処理水の処分により風評被害の長期化が懸念されている。特に漁業者は、賠償が途絶えてしまうことを危惧しているとも聞いているため、東京電力に対する指導だけではなく中間指針に明記するなど、明確化していただくことをお願いしたい。

【遠藤町村会長（広野町長）】

- 判決が確定しても賠償額や対象地域がそれぞれ異なり、被害者間に不公平感が生まれることが非常に懸念される。新たな分断や混乱を生じさせないためには、確定した判決内容を踏まえて、指針における基準や、東京電力が行ってきた全ての賠償について、審査会を開催し、具体的に分析を行い指針の見直しなど適切な対応が必要であると考えます。
- ついては、文部科学省として早急な御対応を強くお願いする。

【高橋大臣政務官】

- 審査会において議論を深めていただくよう、しっかりとお伝えする。
- ALPS処理水の海洋放出後に風評被害が生じた場合は、審査会による調査や審議を必要に応じて検討する。

（ 以 上 ）